

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例に基づく不均一課税  
の事務処理要領の改正概要

- 対象事業から、情報通信技術利用事業（コールセンター、市場調査等）を除外。
- 要領中「所得金額」を「所得」に改める。
- 要領第1号様式の改正